

(仮称)いばらき木づかい条例(案)に対する県民コメントの実施結果

1 実施期間

平成26年1月6日(月)から平成26年2月5日(水)

2 御意見の件数等

御意見を寄せていただいた方 5人

御意見の件数 13件(郵送, FAX, 電子メールによる提出)

3 御意見の内容と考え方

意見の概要	考え方
本条例の制定により茨城県水源地保全条例と両輪となって本県林業の振興, 発展, 森林資源の保全を推進できると思う。	県産材の幅広い利用を推進し, 森林の保全が図られるよう努めてまいります。
市町村の行政担当者の人材育成策も取り入れてはどうか。	県の条例であることから, 市町村担当者の育成については盛り込んでおりませんが, 県に対して要望することも検討したいと考えております。
公共施設のみならず公共性の高い民間施設やJA等の団体の施設についても本条例の趣旨に沿って, 県が助成できるように望みたい。	県産材の利用を広く民間施設にも進めていく必要があると考えていますので, 県に要望することも検討したいと考えております。
<p>条例の趣旨に賛同するがいくつか提案したい。</p> <p>① 同対象・推進主体に市町村を加えるとともに役割を明記する。</p> <p>②市町村等の公共建築物への利活用推進を明記する。</p> <p>③木質バイオマスについて本条例に太い柱を立てる。</p> <p>④事業の進展状況の報告・公表の義務づけ。</p>	<p>①県が市町村と緊密な連携を図ることにより, 市町村の意向を踏まえ, 市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策を支援していくことを目指しています。</p> <p>(平成12年の地方分権一括法施行後, 県条例において, 市町村に対して責務や役割を義務付けることは不適切であると考えています。)</p> <p>②条例案第13条において, 「公共施設等及び公共土木工事等における県産木材の利用の推進」として明記します。</p> <p>③本条例案においては, 木質バイオマスの利活用の促進について第14条で独立して明記しており, 本条例の柱として位置づけていると考えております。</p> <p>④現状でも県議会において, 県の施策全般について決算審議の場において報告しているところです。</p>

<p>⑤新たな建材を開発する取組について触れる。</p> <p>⑥条文構成の見直し。</p>	<p>⑤第 12 条に掲げる施策に新たな建材を開発する取組も含まれていると考えております。</p> <p>⑥検討したいと考えております。</p>
<p>本条例には基本的に賛成するが、いくつか提案がある。</p> <p>①「県内で生産された木材」を明確にすべき。</p> <p>②未利用間伐材が有効に活用できる事業を支援したり、県などが優先的に購入する制度が必要。</p> <p>② 木材が二酸化炭素を炭素として蓄積し、地球温暖化に貢献することを周知すべき。</p> <p>④合法木材の利用量に応じて二酸化炭素固定量を認証、評価する制度検討しては。</p>	<p>①条例案でいう「県内で生産された木材」は、茨城県で伐採された木材及び外材を除く県内で製材された木材を指します。</p> <p>②条例案は、森林保全や地域活性化のため、行政や関係者が連携して未利用間伐材を含めた県産材の利用を拡大することを目指すものです。県に要望することも検討したいと考えております。</p> <p>③前文において、木材が環境に優しい資源であることをうたっております。</p> <p>④木材は、すべて合法木材を利用すべきであると考えております。</p>